

中川事務所新聞

第78号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

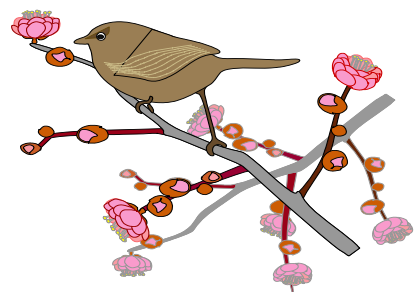
トピックス

【景気対応緊急保証】

2月15日から緊急保証が新しく生まれ変わりました。主な内容は次の通です。

- ・原則として全業種が対象
- ・売上等の減少が2年前と比較可能
- ・市区町村の認定の簡素化
- ・無担保保証枠8000万円
- ・保証協会100%保証
- ・保証期間10年以内
- ・保証料率0.8%以下

これは保証協会を利用した制度となりますが、日本政策金融公庫でもセーフティネット貸付の



延長・拡充等と称して同様の制度が実施されています。

長引く景気低迷で資金繰りが厳しい状況が続いています。利用できるものは利用して手元資金を潤沢にすることは安全策のひとつですが、利用の前に資金計画を確認することを忘れないようにしましょう。

【公共の場は全面禁煙へ】

このたび厚生労働省から通知が発せられ、次のような施設を全面禁煙にするそうです。

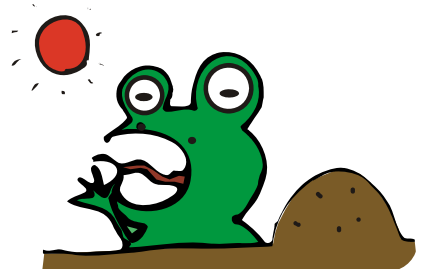
- ・病院・劇場・百貨店・官公庁施設
 - ・飲食店・駅・ホテル・旅館・タクシー・娯楽施設など
- 全面禁煙なので、喫煙コーナーなどの分煙もダメということです。努力義務で強制力は無いのですが、昨今の何にでも過剰に

反応する社会では、急速に広がることも予想されます。

夜の飲食店では売上の減少要因になることも考えられます。経営者としてどのように対応するか、少々頭の痛い問題になりそうです。

【3月の事務予定】

- ・3月決算法人期末実地棚卸
- ・12月決算建設業決算変更届
- ・1月決算法人確定申告&納税
- ・7月決算法人中間申告&納税
- ・所得税の確定申告
- ・ホワイトデー



知ってお得！？法律雑学

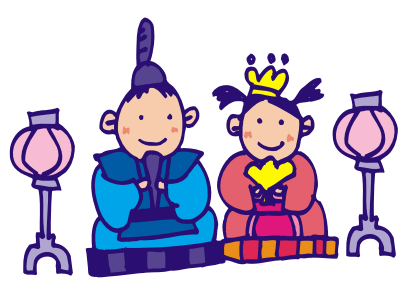
Q. 社員の仕事上のミスで会社が損害を負いました。社員に損害賠償を請求できるのでしょうか？

A. 社員が会社や第三者に損害を与えた場合、その社員は損害賠償責任を負います。ただし、一方的に社員のみが負うというものでもなく、会社の監督責任等も考慮して負担

割合が決められます。その割合について裁判所では次のような点を考慮するようです。

- ・社員のミスが重大なものであるか否かという過失の程度
- ・ミス防止のためのチェック体制や職場環境の状況
- ・社員の日常的勤務態度
- ・賃金など労働条件と会社の業績
- ・個々の事情

何よりも大切なのはミスを起こさないことです。まずは経営者としてやるべきことをやっておきましょう。



経営談義

【値引きは恐ろしい②】

先月このコーナーで値引きの恐怖を検証しました。値引きとは売上を減らすことであり、売上減少が粗利益減少に加速度的に繋がるのが恐怖の原因でした。大切なのは売上高の大小ではなく、粗利益総額の大小ということです。

粗利益とは売上高－原価（仕入高）で表されます。価格はそれぞれ

$$\text{売上} = \text{数量} \times \text{単価}$$

$$\text{仕入} = \text{数量} \times \text{単価}$$

に分解されます。値下げをす
るということは、



$$\text{売上} = \text{数量} \uparrow \times \text{単価} \downarrow$$

$$\text{仕入} = \text{数量} \uparrow \times \text{単価} \downarrow$$

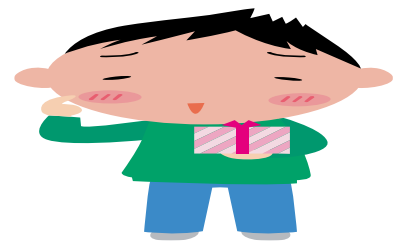
この式の矢印で明らかのように、よほどの数量増加が無い限り、粗利益が増加することはありません。

最近、試算表や決算書で売上高が大幅に減少しているパターンが続いています。ところが、粗利益ベースではさほどの変化は無く、結果として最終黒字を保っているパターンもあれば、そのまま最終大幅赤字になっているパターンもあります。何がこの違いを生むのでしょうか？

黒字のパターンは、売上減少が数量減少によるものであり、なおかつ、固定費が少ない、つまり日頃から不況に対

する耐性が強い会社です。一方、赤字の会社は売上減少が単価低下によるものであり、その低下に合わせて社内体制の整備ができていない会社です。このような状況下でも固定費の削減が進んでいない会社が多く存在するのは、悲しい現実です。

零細企業はもともと売上の絶対額が小さいので、固定費の削減には限界があります。売上の中身をよく吟味し、売上増大のために積極的に策を講じましょう。



我が家の受験はあつ
けなく終了しました。
長女の意思で公立高校
を受験せず、私立の特
別進学コースに入学す
ることになりました。
入学金も授業料も免除
されるので親としては
助かりますが、一日七
時間の授業についてい
けるのか少し不安です。
一面に書いた禁煙通
達については、喫煙家
の私としては大いに不
満があります。分煙で
すら他人に害を与える
というほどの毒物なら
ば、そもそも販売禁止
にすればいいのではな
いかと思います。その
うち、焼肉屋の煙もダ
メだということになる
のでしょうか。

あつたわ

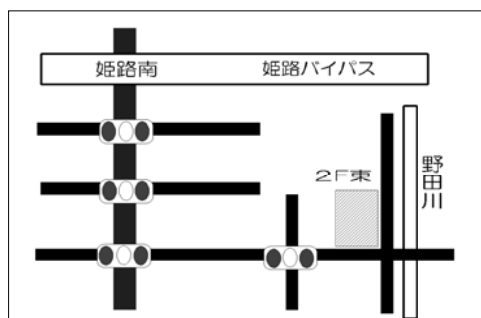
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp